

さいたま市ノーマライゼーション条例推進リーダー事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者福祉に関する活動を行う団体等をノーマライゼーション条例推進リーダー（以下「リーダー」という。）に登録することにより、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（以下「条例」という。）の周知啓発及び障害者への理解の促進を図るとともに、市民に対し、ノーマライゼーション条例推進サポーター証（以下「サポーター証」という。）を交付することにより、誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リーダー 本市において、条例の周知啓発又は障害者に対する理解の促進のために活動する団体及び個人等で第5条第2項に規定するリーダー証の交付を受けたものをいう。
- (2) サポーター 第7条に規定するサポーター証の交付を受けた者をいう。

(活動内容)

第3条 リーダーが行う活動は、条例の周知啓発又は障害者に対する理解の促進に関する次の活動とする。

- (1) 講習会、勉強会等の開催
- (2) 街頭啓発
- (3) 情報発信
- (4) 市が行う条例啓発事業への協力
- (5) その他、本要綱の目的の達成のために必要な活動

(報酬)

第4条 リーダー及びサポーターの報酬は、無報酬とする。

(登録)

第5条 リーダーへの登録を受けようとする者は、市長にノーマライゼーション条例推進リーダー登録申請書（様式第1号）を提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、リーダーとして登録を行うとともに、ノーマライゼーション条例推進リーダー証（様式第2号）（以下「リーダー証」という。）を交付するものとする。

3 前2項の規定によるもののほか、市長が適当と認めるときは、活躍が顕著

な団体等に対し、リーダー証を交付することができる。

(返還)

第6条 市長は、リーダー証の交付を受けた者が、条例の理念に反する行為、その他リーダーとして相応しくない行為を行ったときは、その者に対し、リーダー証の返還を命ずることができる。

2 リーダー証の交付を受けた者が、登録を辞退するときは、リーダー証を返還するものとする。

(サポーター証の交付)

第7条 市長は、条例の周知啓発に関する講座等に参加した者に対し、サポーター証を交付するものとする。

(サポーターの役割)

第8条 サポーターは、障害者への理解を深め、誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに協力するよう努めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月18日から施行する。ただし、第7条の規定は、平成26年7月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

ノーマライゼーション条例推進リーダー登録申請書

平成 年 月 日

（宛先）さいたま市長

（団体）

名称
所在地
代表者
担当者
電話（fax）
E-mail

（個人）

氏名
住所
電話（fax）
E-mail

ノーマライゼーション条例推進リーダーへの登録を受けたいので申請します。

活動内容	
------	--

現在の活動内容や今後行う予定の活動内容をご記入ください。

様式第2号（第5条関係）

ノーマライゼーション条例推進リーダー証

様

障害のある人もない人も共に暮らしていくための
良好な環境づくりを推進するため ノーマライゼーション
条例推進リーダー証を交付します

平成 年 月 日

さいたま市長 清水 勇人



ノーマくん

ノーマライゼーション条例PRキャラクター